

工事請負代金債権の譲渡を活用した 融資制度について

- ◆下請セーフティネット債務保証事業
- ◆地域建設業経営強化融資制度

総務部契約検査課
平成22年6月

目 次

1	制度の概要	P1
	①下請セーフティネット債務保証事業	P2・3
	②地域建設業経営強化融資制度	P4・5
2	対象となる建設業者	P6
3	対象となる建設工事	P6
4	債権譲渡の範囲	P7
5	債権譲渡を承諾する時期	P8
6	債権譲渡先	P8
	6-1 債権譲渡先（地域建設業経営強化融資制度）	P9
7	申請書類等	P9

1 制度の概要

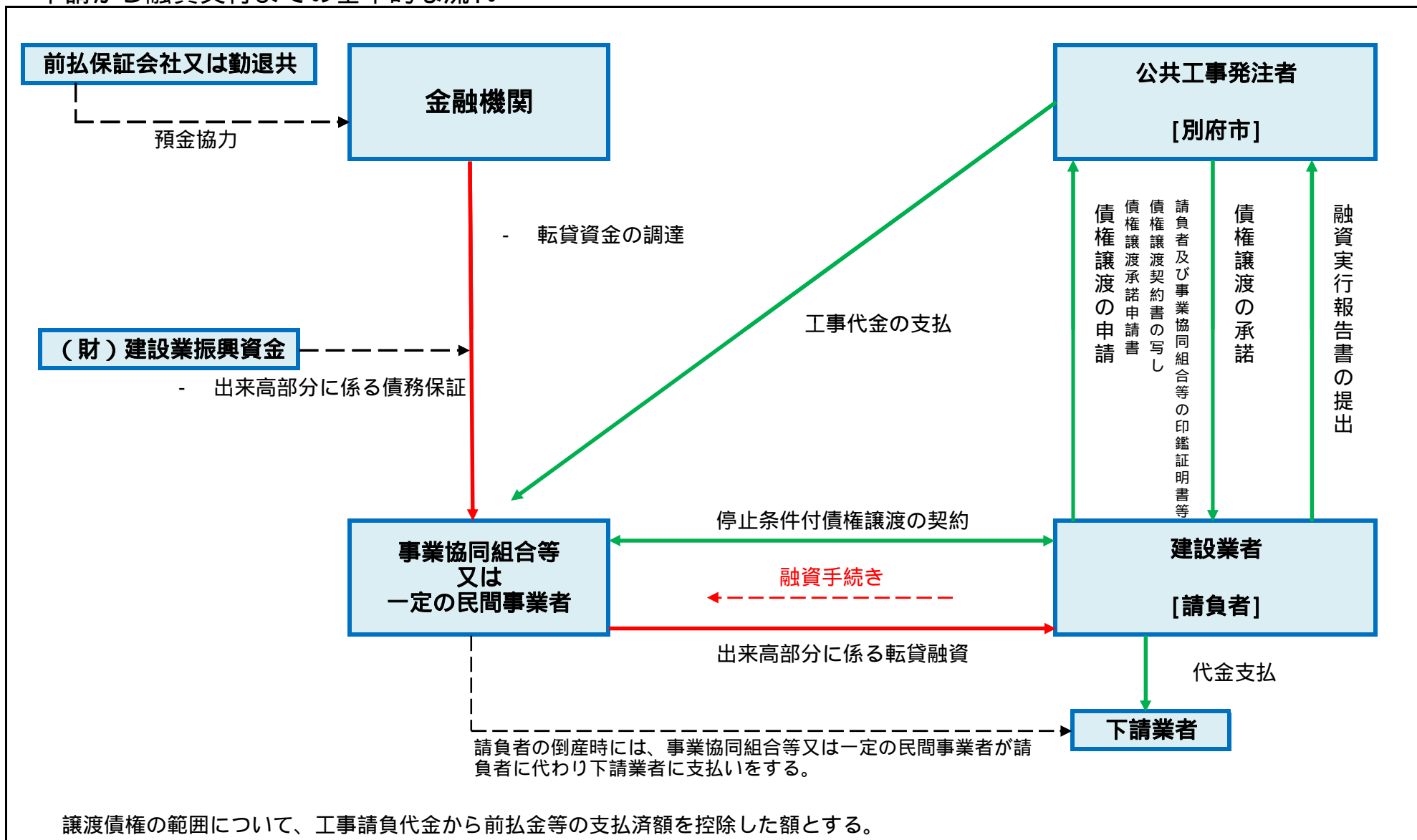
建設業の資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、別府市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（以下「請負者」という。）が、別府市の承諾を得て工事請負代金債権を事業協同組合等に譲渡することにより、同組合等から融資を受けることができる制度です。

本制度により請負者は、工事の施工過程で、下請業者への工事代金の支払等を目的とした低金利率の資金融資や、未完成部分の工事に対する融資を受けることが可能となり、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

別府市では、「下請セーフティネット債務保証事業」並びに「地域建設業経営強化融資制度」の2種類の制度を導入します。

①下請セーフティネット債務保証事業

申請から融資実行までの基本的な流れ



①下請セーフティネット債務保証事業

①停止条件付債権譲渡契約の締結

停止条件とは「 したら契約の効力を生ずる」のように、条件を満たしたときに契約の効力を発生することをいいます。本取扱における停止条件とは「債権譲渡についての発注者の承諾を得ること」となりますので、債権譲渡の契約書の中に、この条件を付さなければなりません。

②債権譲渡の申請

請負者は、受注した工事の出来高が2分の1以上の場合に、債権譲渡承諾申請書、債権譲渡契約証書の写し、工事履行報告書、請負者及び事業協同組合等の印鑑証明書等を添付して債権譲渡の申請を行います。

③債権譲渡の承諾

発注者は要件を確認し、適当と認められる場合は承諾します。

④－①転貸資金の調達 ④－②出来高部分に係る債務保証

事業協同組合等又は一定の民間事業者は、(財)建設業振興資金から債務保証を受け、金融機関から転貸資金の調達を行います。

⑤出来高部分に係る転貸融資

事業協同組合等又は一定の民間事業者は、工事の出来高確認を行い、出来高部分に係る融資を行います。

⑥下請業者の代金支払

請負者は、事業協同組合等又は一定の民間事業者から借り受けた資金を下請代金として下請業者に支払います。

⑦融資実行報告書の提出

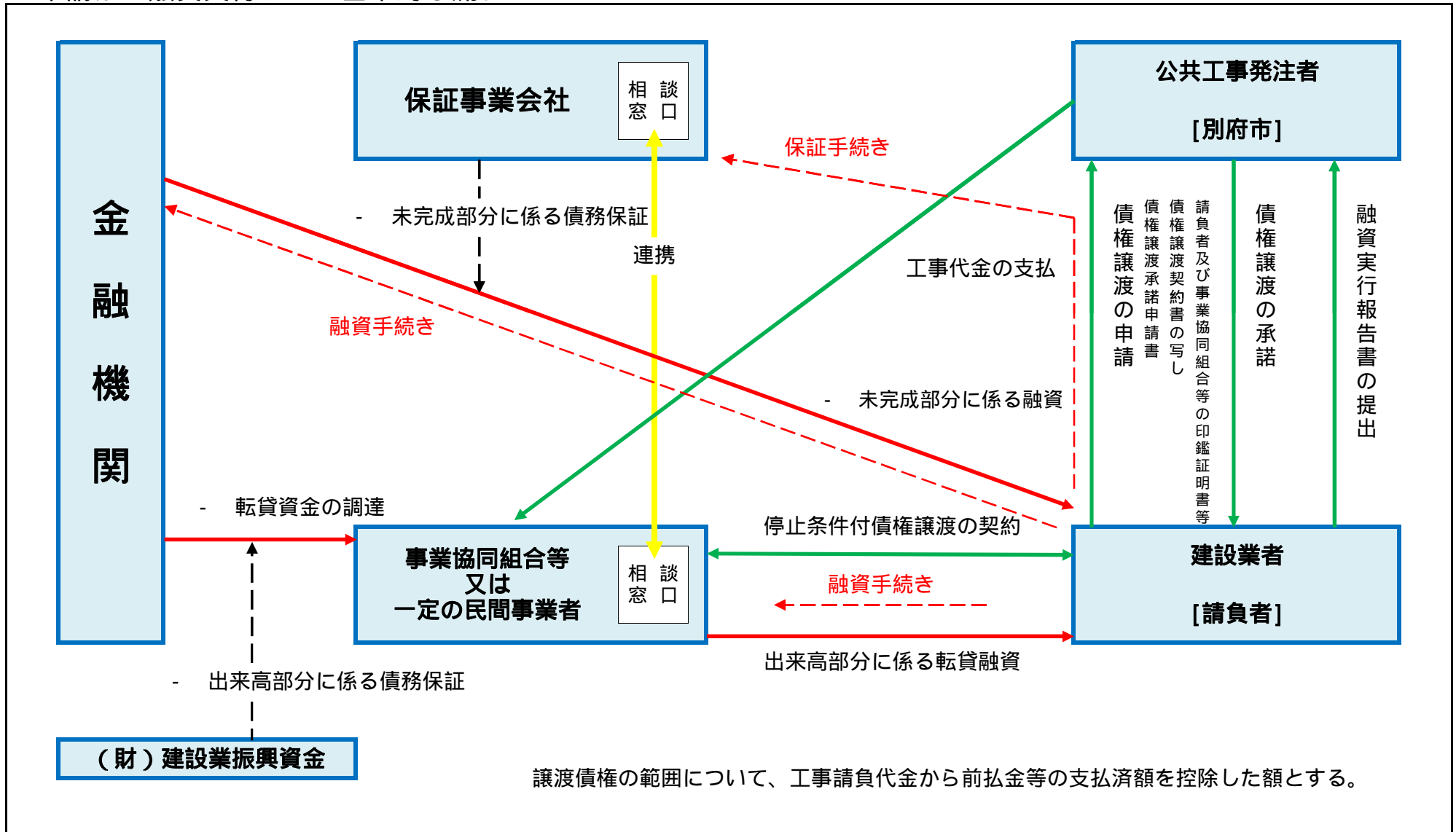
請負者は、融資が行われた場合は、融資実行報告書を発注者に提出します。

⑧工事代金の支払い

発注者は、工事完成後に事業協同組合等又は一定の民間事業者に工事代金を支払います。

②地域建設業経営強化融資制度

申請から融資実行までの基本的な流れ



②地域建設業経営強化融資制度

①停止条件付債権譲渡契約の締結

停止条件とは「 したら契約の効力を生ずる」のように、条件を満たしたときに契約の効力を発生することをいいます。本取扱における停止条件とは「債権譲渡についての発注者の承諾を得ること」となりますので、債権譲渡の契約書の中に、この条件を付さなければなりません。

②債権譲渡の申請

請負者は、受注した工事の出来高が2分の1以上の場合に、債権譲渡承諾申請書、債権譲渡契約証書の写し、工事履行報告書、請負者及び事業協同組合等の印鑑証明書等を添付して債権譲渡の申請を行います。

③債権譲渡の承諾

発注者は要件を確認し、適当と認められる場合は承諾します。

④－①転貸資金の調達 ④－②出来高部分に係る債務保証

事業協同組合等又は一定の民間事業者は、(財)建設業振興資金から債務保証を受け、金融機関から転貸資金の調達を行います。

⑤出来高部分に係る転貸融資

事業協同組合等又は一定の民間事業者は、工事の出来高確認を行い、出来高部分に係る融資を行います。

⑥融資実行報告書の提出

請負者は、融資が行われた場合は、融資実行報告書を発注者に提出します。

⑦－①未完成部分に係る債務保証 ⑦－②未完成部分に係る融資

請負者は、保証事業会社の債務保証を受け、金融機関から未完成部分に係る融資を受けることができます。

⑧工事代金の支払い

発注者は、工事完成後に事業協同組合等又は一定の民間事業者に工事代金を支払います。

2 対象となる建設業者

別府市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設事業者

(※中小・中堅元請建設事業者とは、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は従業員数1,500人以下の元請建設事業者とします。)

3 対象となる建設工事

別府市が発注する予定価格が130万円を超える建設工事のうち、履行期限まで30日間以上の工期がある建設工事とします。ただし、次の建設工事は除きます。

- (1) 債務負担行為、歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内終了が見込まれる工事又は前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除く。
- (2) 役務的保証を必要とする工事
- (3) その他請負者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡を承諾するに当たって、市長が不相当と認める特別な事由がある工事

4 債権譲渡の範囲

工事請負代金債権は、次の（１）～（３）により、債権譲渡額が変わります。

（１）当該建設工事が完成した場合

工事約款第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

（２）当該工事請負契約が解除された場合

工事約款第50条1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

（３）請負代金額に増減が生じた場合

債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとしてします。

5 債権譲渡を承諾する時期

債権譲渡を承諾する時期は、当該建設工事の出来高（債務負担行為・前年度から繰り越しされた工事については最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降になります。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等又は財団法人建設業振興資金が被保証者として適当と認める民間事業者になります。

（※現在、別府市においては、事業協同組合等は設立されていません。よって、次の民間事業者が債権譲渡先になります。）

会社名	住所	TEL	備考
北保証サービス(株)	北海道札幌市中央区北4条西三丁目1番地	011-241-8654	北海道建設業信用保証(株)
(株)建設経営サービス	東京都中央区築地五丁目5番12号	03-3545-8523	東日本建設業保証(株)
(株)建設総合サービス	大阪府大阪市西区立売堀二丁目1番2号	06-6543-2848	西日本建設業保証(株)

上記の民間事業者は、備考欄に掲げる保証事業会社の完全子会社です。

6-1 債権譲渡先（地域建設業経営強化融資制度）

地域建設業経営強化融資制度を利用する請負者は、出来高部分の融資の他に、金融機関から未完成部分についても融資を受けることが可能です。

（※金融機関から未完成部分の融資を受ける場合、保証事業会社から債務保証を受けなければなりません。また、前払金の支払いを受けた工事が対象になります。）

7 申請書類等

下請セーフティネット債務保証事業

（申請書類）

- ・ 債権譲渡承諾申請書（様式第1号）
- ・ 工事履行報告書（様式第2号）
- ・ 融資実行報告書（様式第5号）
- ・ 工事請負代金請求書（様式第6号）

（添付書類）

- ・ 債権譲渡契約証書(写)
- ・ 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書（発行日から3月以内）
- ・ 保証人の承諾書（契約保証金を履行保証保険契約等で行っている場合）
- ・ 金銭消費者貸借契約書(写)
- ・ 支払状況及び支払計画(写)

地域建設業経営強化融資制度

（申請書類）

- ・ 債権譲渡承諾申請書（様式第1号）
- ・ 工事履行報告書（様式第2号）
- ・ 融資実行報告書（様式第5号）
- ・ 工事請負代金請求書（様式第6号）

（添付書類）

- ・ 債権譲渡契約証書(写)
- ・ 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書（発行日から3月以内）
- ・ 保証人の承諾書（契約保証金を履行保証保険契約等で行っている場合）
- ・ 金銭消費者貸借契約書(写)
- ・ 支払状況及び支払計画(写)
- ・ 公共工事金融保証証書(写)（未完成部分の融資を受けた場合）